

令和4年 第12回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和4年12月27日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 8名
会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男
3番 秋 吉 一 郎
4番 高 田 英
6番 大 野 重 利
8番 江 藤 国 子
9番 安 部 義 浩
11番 橋 本 早 人
4. 欠席委員 2番 二 宮 寿 徳
5番 大 津 雄 司
10番 麻 生 秀 昭
5. 議事参与が制限された委員数 2名
6. 議事日程
（1）出席確認
（2）会長挨拶
（3）議 事
① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
② 農用地利用集積計画及び配分計画の一部変更の報告について
③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
④ 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について
⑤ 農地法第4条の規定による許可申請について
⑥ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
⑦ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
⑧ 非農地証明の発行について
⑨ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）
⑩ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
⑪ 農用地利用集積計画について（農地売買支援事業分）
⑫ 農業振興地域整備計画の変更について
⑬ その他
（4）その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和4年 第12回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号11番 橋本 早人委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第12までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号 1件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農用地利用集積計画及び配分計画の一部変更について」
(議案第2号～8号 7件)

議 長

それでは、日程第2 農用地利用集積計画及び配分計画の一部変更について、7件あり

ます。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農用地利用集積計画及び配分計画の一部変更について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第9号～14号 6件)

議長

それでは、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案9号について議席番号6番 大野 重利委員説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明をします。

挾間町三船の人で親戚同士だと思います。受人は既に3ha以上耕作しているような方で、機械も揃っているし、やる気十分であるので問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議案10号について、担当の大津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局から説明いたします。

空き家バンク付随農地の所有権移転です。

場所は挾間町小野です。空き家バンクで家を購入された方が、家の横の付随する農地も一緒に購入するという話です。

農業は初めてですが機械などは購入する予定で、ご夫婦で移住してくるということです。

特に問題はないかと思えます。以上です。

議長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案11号ですが、麻生委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

これはお父さんから子供さんへの生前一括贈与の案件です。

息子さんは大分市にお住まいですが、週末などには帰ってきてお父さんと一緒に農業をされているとのことで経験がありますし、特に大きな問題はないと思います。

議長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案12号ですが、議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

渡人は病気とありますが現在も入院中で、今後も耕作できる状況ではないということで、それを認定農業者にもなっている受人が引き受けるということで。水稻を作ると聞いています。

特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案13号ですが、議席番号3番 秋吉 一郎委員より説明をお願いします。

3番 秋吉 一郎 委員

13号ですが、渡人と受人は親戚とかではなく他人同士で、受人は建築デザイン関係の仕事もしているんですが農業もやってみたいということで、親子でやっていくらしいですが、湯平で土地を買うということです。作物は柚子とカボスを植えたいということです。

現地も確認しましたが問題ないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案13号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案14号ですが、議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

渡人は渚の元お寺さんなんですが、その田んぼを受人が農業したいということで福岡からこちらの方に移住して購入するという事です。

田んぼは結構広いんですが、渡人はもう東京に行ってしまったいてこちらの家には誰もいない空き家になっていたところ、受人が移住してきて農業をするということで。

いずれは田をやりたいとのことでしたが、とりあえずは果樹などやっていくということで、機械はとりあえず耕運機を買ったそうです。

本人は意欲がある方でした。問題はないかなと思います。

議 長

もうこっちに住んでるの？

11番 橋本 早人 委員

もう引っ越してきていて、いろいろ準備しているとのことです。

議 長

わかりました。

それでは、議案14号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について」

(議案第15号 1件)

議 長

それでは、日程第4 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案15号については私（議席番号7番 坂本 成一委員）から説明します。

現地を見に行っただけですけど、どっちかというとな農地にした方がいいような山に近いようなところでした。そこを切り開いてソーラー発電をしたいということであり

ます。
まあ、これは20号と関連ですので審議は後で一緒にしようと思います。
何か質問があればお願いします。

（ありません）

質問が無い様でございますので、議案20号の時に一緒に審議します。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第5 「農地法第4条の規定による許可申請について」

（議案第16号～19 4件）

議 長

続きまして、日程第5 農地法第4条の規定による許可申請について、4件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案16号ですが、議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

申請者の自宅横に倉庫があるんですが、そこに道路の拡幅がかかりまして倉庫が取壊しになるということで、家の奥のところに倉庫を建て替えたいということです。

そして、それに行く通路部分を合わせて農地を削るということです。

議 長

進入路ということ？

11番 橋本 早人 委員

そうですね。家の奥側に作るから、そこまで車で行けるように広げるらしい。

議 長

それでは、議案16号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

議案17号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。
挟間町高崎になりますが、市道挟間別府線の来鉢の交差点から高崎の方へ少し行ったところになります。
申請者の家が何年か前に火災になり、現在仮住まいに住んでおります。そして、その前にある畑に住宅を建てたいということで、特に問題はないかと思えます。
よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案17号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案18号と19号ですが、4番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英委員 退席)

では、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

場所は湯布院町川西の畑倉地区です。
今年の5月に5条申請されたところの、今回で言うと議案番号24番のところなんですけど、畜舎に行くための道路が農地で舗装されていたため保留となった案件の隣接地となっています。
農用区域域内となっていたため、畜舎に行くための農道及び農業用資材置場の農業用施設用地とするため、農振の用途変更を行って今回の4条申請が出てきました。
昔は畑として利用していたんですが、平成15年頃に裏山が大雨で地滑りを起こしてこの土地が土砂で埋まってしまっって被害が出たところです。復旧のために復旧治山事業で大分県が工事をしたんですが、その時に工事用資材置場及び道路としてこの土地の一部を使用していたのですが、その後もそのまま使っていたものです。その時の工事で側溝とかの排水処理はできているので特に問題はないかと思えます。

議 長

それでは、議案18号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案19号ですが、議席番号1番 縣 次雄委員より説明をお願いします

1番 縣 次雄 委員

それでは私の方から説明をします。

皆さんのお手元に確約書があるかと思いますが、それを見ながらでも聞いてください。

申請者はこの土地に簡易宿所を作るという希望でございますが、農地もたくさん持たれていてハウレンソウなんかを主に作っていて研修生の受け入れもしているような人であります。

それでその確約書を見ますと、後ろに地図も付いてますが、この倉庫を無断で作ってしまして、結構昔から、親父さんの代の頃から作ってたらしいです。確約書にありますが、無断でやってしまっていたのでこれを元通りにするという事で今回の申請の分は皆さんに審議していただきたいということです。

事務局から補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

事務局

事務局から補足ですが、追加資料2枚目の航空写真が一番わかりやすいかと思いますが、そこに申請地と書いてあるのが今回の19号議案で簡易宿所として申請が出されている土地です。

ここは全く問題ないんですが、その右側にあります違反転用地で赤枠にしている部分が申請者所有の農地なんですけど現状農業用倉庫等が建築されていていわゆる違反転用の状態となっております。

農地転用を申請した際にその申請者が違反転用をしている場合には新たに許可を出すことが出来ないという取り扱いが昔からあります。ですので、原則論でいくと今回簡易宿所の方の許可は、今この状況では出すことが出来ないというのがあるんですけど、確約書にあるように申請者の方から申出がありまして、簡易宿所の事業で国の補助金を取っていて来月に延ばした場合補助金の方に支障が生じる可能性があるため、確約書にあるように必ず解消しますという約束の下で今回の申請について審議をして、問題が無いということを前提として、後日違反転用状態が復旧されたら事務局がそれを確認して、確認が出来たら次の総会を待たずに許可書を出してほしいという申し出です。なので、条件付き許可みたいな意味合いで受け取っていただければいいかと思えます。

許可を出せないというのは違反転用をしている状態では出せないという意味合いなので、そこが解消されれば許可を出すこと自体は問題ないかとは思いますが。ただ、それを今ここで解消できていない状態だけだといいと審査するか、固くいけば違反転用が解消されてから審議するか、そのどちらかということになります。

その点についてご審議いただきたいと思えます。

議長

それでは、議案19号につきまして、質問がある方はお願いします。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

農業用倉庫なんですけど、今も多分使っていると思うんですけど取り壊さないといけないんですか？普通だったら始末書書いて追認にしたりすると思うんですけど。

事務局

そうですね、通常だったら来月に倉庫部分の追認の申請を出してもらって、来月に倉庫と今回の申請の許可を合わせて出すっていうのが一番あり得る話なんですけど、さっき言ったように申請者が補助金の関係で期限がきついらしいので、来月になっちゃうとかなり厳しいらしいんです。なので少しでも早くするために崩すということを本人から申出がありました。

今回は農業用倉庫なので全部崩さないで、転用面積が200㎡未満であれば許可不要の範疇に収まるので多分1棟とコンクリート部分を撤去する形で復旧が出来ればその枠内に収まるかなと考えてはいるんですが、本人さんも正直言って崩してもいいよと言っているの。

3番 秋吉 一郎 委員

今のことやけど、俺も現地は知ってるけどあそこはちゃんと農業用倉庫なんよな。家の前で結構使っているような感じだったから、なるべく許可できるような範囲で対応してやった方がいいんじゃないかなと思う。

実際は補助金貰うからといって始末書でという話にはならないと思うから、確約書まで出してくれてるからそういう対応でいいんじゃないかなと思うわ

(9番 安部 義浩 委員より挙手あり。)

議長

安部委員さんどうぞ。

9番 安部 義浩 委員

似たような質問なんだけど、崩した後の話で、ハウレンソウとか作ってるっていうからまた畑とかにするのかなと思って。そこまでしてくれるのかなと思って。

事務局

もちろん、農地に復旧というのは耕作できる状態に復旧するというのが条件になるので、倉庫を取っ払うだけじゃなくて表土も耕作できる状態に復元してもらいます。

表土の厚さも5cmとかじゃなくて耕うんして植えれますよねってレベルの農地に戻すという条件でやってもらうように話をしています。

なので結構大変だと思うんですけど、本人は来月になるよりその方がいいというので…。

3番 秋吉 一郎 委員

実際本人は壊すっていうんやな。

結構いい農業用倉庫だからね、面積も結構あるし。それ以外で対応できるなら使い前はああると思うんやけどな。

事務局 長

そういう話をだいぶ説明しました。

事務局

来月に回せば追認が十分できる話なので、期限の方がどうにかなるならその方がいいんじゃないんですかというのは僕も局長もかなり話をしたんですけど。

事務局 長

まあ、ご本人さんの考えで今回は壊した方がいいんだということで。

6番 大野 重利 委員

本人がいいっていうならそれがいいんやわな。

8番 江藤 国子 委員

なんかもったいないですね、人の家のことですけど。

議 長

それでは、違反転用農地の復元を確認後、事務局に任せて許可を出すということで、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件条件付きで承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

18号は問題なく承認されました。

19号は違反転用の復旧後に許可を出すということで承認になりました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について」

(議案第20号 1件)

議 長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案20号ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

営農型太陽光発電は由布市では初めての案件なんですけど、追加資料を配っております。カラー2枚刷りの資料をご覧いただきたいんですが、営農型太陽光という言葉聞いたことがある人もいられるかもしれませんが、太陽光パネルの設置する架台の高さを

高くしてパネルの下にスペースを設けて、パネルの下で営農を続けるという、発電しつつ農業を続けるというような形式となっております。

この場合、農地転用としては支柱の基礎部分の面積だけを一時転用として扱うということになっております。

資料に主な内容と記載がありますが、通常一時転用は期限が3年間ですが営農型太陽光については一定の要件の下で最大10年間という長期で一時転用許可を出すことが出来ます。ただ、条件としてパネルの下部で適切に営農を続けることということが条件となっております。

年に1回報告の義務がありまして、仮に農作物がうまく育てられていない、営農に支障をきたしている場合には許可が取消となって設備の撤去、農地への復元をするという条件の下で許可をするということになっております。

今回は、先ほどの会長からの説明にも合ったように荒廃農地を活用するパターンでありますので10年間の一時転用が認められており、また営農の適切な継続とそこに欄がありますが、基本としては同じ地域の平均的な単収と比べて2割以上減収しないことというのは条件に付きますが、荒廃農地を有効活用した場合には適正かつ効率的に耕作されていること、つまりちゃんと耕作されていればOKということになりますので、基本的にはきちんと耕作、管理されていればOKですよという条件の下で許可をすることになります。

そして、追加資料2ページ目になりますが、通常この営農型太陽光は農業法人とかが自分の農業用施設で電源として利用する場合は主に想定されているんですけども、売電のための発電というのも一応認められており、今回は受人の法人が売電のために設置する太陽光となっております。

先ほどから言っているようにパネルの下で農業を続ける必要があるのですが、受人の法人は農業をする法人ではありませんので、今回については申請地がある地区の認定農業者の方に耕作してもらう契約をするそうです。

なので、地権者と受人が土地を使用することに対する賃貸借契約をして、この5条申請と先ほどの3条申請を合わせて申請するということになります。それと耕作を頼まれた認定農業者の方と地権者の間で農地を耕作することについての使用貸借契約、利用権設定を行うことになりますので、のちほどその申請も審議します。

よって、今回の件に絡んで3つの申請をして、営農型太陽光の設置と下部の耕作をやっていくというような一連の流れとなっております。

議 長

説明があったように、もう農地じゃないような土地をソーラーと農作物の栽培で二重に管理するという話です。私が気になったのはすぐ下に元治水がありますので、除草剤とか、たしか柵を植えるという話だったと思いますが、柵も除草剤とかを使って虫が付かないようにしないといけないので、どういう薬を使うかもまだ分からないので。とにかく水路に悪影響を及ぼさないといいたく思いますけど。

これは由布市でもそうだし、大分県でも珍しい、新しい取組かと思います。まあ、10年間を見据えて見守っていかないと行けなのかなと思います。

それでは、議案13号と合わせて審議します。質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

榊ということですが、樹木なのに農地で大丈夫なんですか？

事 務 局

榊も農業の範疇にあたると思います。他県だったと思いますが前例もありますので。いわゆる木材生産とは意味が違うということで。

3番 高田 英 委員

とんで申し訳ないんですが、利用権設定の方は11年契約で転用は10年間となっておりますが、これは理由があるんですか？

事 務 局

基本として、一時転用許可は10年以内というのが決まっております、その間株の耕作は空白期間が生じないようにしないといけないということで、利用権設定については少し余分を見て11年間と設定しています。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第7 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案21号 1件)

議 長

続きまして、日程第7 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第7 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案21号ですが、私(議席番号7番 坂本 成一委員)より説明をします。

7番 坂本 成一 委員

始末書が添付されているということで、以前事前着工をしていたので注意をしました。そうしたら工事をやめて、農振を除外する手続きをしてようやくここに出てきたところです。

地区の共同の農業用倉庫を建てたいということです。まあ、他には問題は何かと思います。

議 長
それでは、議案21号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長
高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員
写真を見ると何も建ってないけど、途中でやめたっていうこと？

議 長
田を造成して、バラスを広げてたんです。

3番 高田 英 委員
ああ、そういうことですね。

議 長
他に質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、案承認致します。

■日程 第8 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第22号、25号～28号 5件)

議 長
続きまして、日程第8 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
説明に先立ちまして、日程8の中で議案第23号につきましては申請地に違反転用があることが確認されまして、その対応のため来月の審議に回すので今月は審議を見送らせていただきます。

また、議案第24号については申請者から取り下げの申出がありましたので、こちらも今月は審議しません。よろしくをお願いします。

日程第8 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
議案22号ですが、4番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英委員 退席)

では、この議案については事務局より説明をお願いします。

事務局

この案件については先ほど議案朗読の際にも説明しましたが、今年の5月総会で一度審議したものとなっておりますので、もうあまり詳しく説明はしなくてもいいかと思いますが。

原状牛舎が建っている土地ですが、昔お父さんの代に農地交換をしたそうなのですが名義を変えていなかったのが今回名義を変更するために5条申請が出てきたものとなっております。

牛舎については農業用施設で面積が200㎡未満のため違反転用には当たりませんので、転用自体は問題ないと思います。

5月の審議の際に問題となっていた違反転用についても、先ほどの18号議案でクリアされましたので、この5条の方の審議もいただきたいと思います。

議長

それでは、議案22号につきまして、質問がある方はお願いします。

(9番 安部 義浩委員より挙手あり。)

議長

安部委員さんどうぞ。

9番 安部 義浩 委員

ちょっといいでしょうか。

渡人と受人は親子ですか？

8番 江藤 国子 委員

他人です。近所の人。

9番 安部 義浩 委員

牛舎は受人のお父さんが建てたの？

事務局

建てたのは受人。

お父さんの代で農地を交換したつもりになっていて、お父さんの土地になってると思って牛舎を建てただけで、確認したら名義が変わってなかったということです。

9番 安部 義浩 委員

分かりました。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。
22号は承認されました。

4番 高田 英 委員
ありがとうございました。

議 長

続きまして議案25号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。
挾間町古野ですが、由布川交流センターの交差点の近くと思ってもらえればいいと思います。一般住宅を建てるということでありまして。
特に問題ないと思います。審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案25号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案26号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。
これも古野の交差点からちょっと東の方に入ったところですが、もう何年も耕作をしていないような農地でありました。
ここに7区画の分譲宅地を作るということでありまして。
審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案26号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案27号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

場所は挾間町七蔵司になります。市道別府挾間線を石城の交差点からちょっと走ると左手になるんですが、現地はもう何年も草刈りもしていないような状態でありました。

ここに市内の土建屋さんが資材置場をするということでもあります。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案27号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案28号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

これは挾間町来鉢の石城交差点のすぐ近くになるんですが、一般住宅を建てたいという申請です。

大きな市道に面しているような土地です。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案28号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第9 「非農地証明についての審議」

(議案第29号 1件)

議 長

続きまして、日程第9 非農地法証明の発行について事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第9 非農地法証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第30号～40号 11件)

議 長

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）11件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案30号、31号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、この30号、31号の案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案32号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案33号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案34号から40号は同じ人の案件なので一括で審議します。新規の案

件です。

質問はありませんか。

3番 秋吉 一郎 委員

ちょっといいかな。

さっきの太陽光の奴だから柵って言ってたと思うんだけど、利用目的が樹木ってなってるのはこれでいいのかな。花きとか、花と同じようなものですよ。

議 長

切り花と同じようなもの、花木とかになるのでは？

3番 秋吉 一郎 委員

花木っていうのかな。

どうだろうか、樹木っていう言い方だとちょっと引かかるんだけど。

事 務 局

花になるんですかね？

問題が無いのは間違いないので、書き方の問題ですけど…。

何かいい書き方があれば、確認しておきます。

8番 江藤 国子 委員

柵は太陽光パネルの下にだけ植えるんですか？

土地によってはパネルを置かない範囲が結構広いですけど、そういう所は何もしないんですか？

事 務 局

聞いたらパネルの下だけ植えるって言ってました。

なので、せっかくやるなら全部植えたらどうですかって言ったんですけど、逆にパネルが無い部分は日が当たりすぎて色が変わったりするらしいんですね。柵はパネルの下の方が生育はいいらしいんです。

なので、パネルが無い部分は管理だけはきちんとしてねって伝えてありますが。

8番 江藤 国子 委員

それなら土地が広いところはもっとパネル置けばいいのになって思うんですけど。

事 務 局

それはたぶん、経済産業省の認定で低圧でできる規模とかがあるんですよ。なので、土地が空いてるからと言ってパネルを増やしたりすると高圧にしないといけなくなったりして逆に経費が掛かったりとかするみたいですね。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第11 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第41号～43号 3件)

議 長

日程 第11 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第11 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案41号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案41号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

議案42号ですが、私が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。進行は副会長にお願いします。

(7番 坂本 成一委員 退席)

副 会 長

それでは、議長に代わりまして私が進行を務めます。

議案42号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案42号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

坂本会長 お入りください。

(7番 坂本 成一委員 着席)

報告致します。

42号は承認されました。

7番 坂本 成一 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案43号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案43号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第12 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第44号 1件)

議長
日程 第12 農用地利用集積計画の決定について（農地売買支援事業分）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局
日程 第12 農用地利用集積計画の決定について（農地売買支援事業分）、議案朗読説明。

議長
それでは、議案44号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、議案44号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第13 「農業振興地域整備計画の変更について」
(別議案第45号～54号 10件)

議長
日程 第13 農業振興地域整備計画の変更について 10件あります。事務局より説明をお願いします。

農政課
箇所番号1番 議案朗読説明。

議長
今、農政課から説明がありましたけど、箇所番号1の除外につきまして、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手あり。)

議長
高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

過去の資料だと地番図に地目が書いてなかったですかね。
というのが、山林化した際に周辺に農地があると影響が出るかどうかという判断をしないといけないので。航空写真は新しいのかな？由布市の写真って結構古くて現況と違うことがあったりするので。

周辺に影響が出ないかどうかは大丈夫ですかね。

農 政 課

周辺の土地の所有者からは同意が取れているので大丈夫です。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号1の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号2番の除外について事務局より説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号2番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(6番 大野 重利委員より挙手あり。)

議

長

大野委員さんどうぞ。

6番 大野 重利 委員

クヌギを植えるとありますが、クヌギは結構大きくなるんですけど近隣の農地は問題ないんですかね。

農 政 課

近隣の農地につきましてはすべて近隣同意を取っております。

議

長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号2の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

箇所番号3の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号3番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号3番の編入につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号3番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号4の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号4番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号4番の編入につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号4番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号5の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号5番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号5番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号5番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号6の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号6番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号6番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号6番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号7の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号7番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手あり。)

議

長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

資料6 2ページの図面の進入路となっている部分のみの申請ということでいいですか。

農 政 課

そうです。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議

長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

この箇所番号7番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号7番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号8の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号8番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

この箇所番号8番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号8番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号9の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号9番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。
(ありません。)

この箇所番号9番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号9番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号10については、4番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英委員 退席)

それでは、箇所番号10の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号10番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。
(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号10番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号10番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

箇所番号10については、意見無しとして答申することとなりました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。